

令和4年3月25日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第3号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公示いたします。

被処分者 小泉理央会員（豊島支部）

処分年月日 令和4年3月25日（理事会議決日）

処分内容 廃業の勧告及び5年間の会員の権利の停止
（東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）

処分理由 （違反している規則、会則）
一 行政書士法第10条違反（信用または品位を害する行為）
二 行政書士法施行規則第6条違反（業務の公正保持等）
三 行政書士法施行規則第9条違反（書類等の作成）
四 行政書士法第13条違反（会則遵守の義務）
五 東京都行政書士会会則第21条違反（名義貸等の禁止）

被処分者は申請取次行政書士として届け出て以降、非行政書士法人が受任し、作成した申請等書類を依頼者本人と面談することもなく、申請内容に虚偽があることを認識しながらも入国管理局に対し、取次申請行為を行った。その件数は3年間で100件を超える。

更に、非行政書士法人が顧客を誘引するために雑誌等に掲載する広告への名義使用や依頼者に対する領収書への名義使用を黙認し、非行政書士法人の役員等からの指示により虚偽文書の翻訳作成等も日常的に行っていた。

以上の内容並びに件数を考慮すると上限の処分が相当とも考えられるが、反省し、現在行政書士業務を行っていないことから、上記の処分とする。